介護保険事業計画の進捗管理について

国は、介護保険事業計画に記載された事業内容のすべてについて、進捗管理を 実施することが望ましいとしており、特に、保険者機能を発揮するために不可欠 な下記の3つの事項については、必ず進捗管理を実施するよう求めています。

本市においては、昨年7月の本委員会で、第7期計画の施策単位での取組み状 況を振り返り、今後の取組みを検討することで、本年度の進捗管理を行ったとこ ろですが、次年度からは国が求める要件も加味した内容で、進捗管理を行います。

この見直し後の方式による進捗管理は、本年7月に開催予定の本委員会で協 議いただくよう予定しています。

1. 第7期計画の施策の進捗について ··· 資料1-1(P2~)

介護保険法により第7期計画から法定評価項目とされた

- 〇白立支援
- ○介護予防・重度化防止
- ○介護給付等費用適正化

に該当する施策については、毎年度、取組と目標の達成状況を自己評価し、 県に報告するとともに、その評価結果の公表に努めることとされました。

この法定評価項目に該当する施策は、評価指標を設定して進捗管理を行いま す。それ以外の施策については、従来の方式(取組み状況を振り返り、今後の 取組みを検討)により進捗管理を行います。

2. サービス見込み量の進捗について ··· 資料1-2 (P28~)

計画には、各サービスの利用人数や給付費等の見込み量を算出し、記載して います。これらサービスの見込み量と実績値とを比較し、サービス見込み量の 進捗管理を行います。

3. 保険者機能強化推進交付金の指標に係る

取組みの達成状況の進捗状況について … 資料1-3(P31~)

「保険者機能強化推進交付金」の算定で使用する評価指標は、高齢者の自立 支援・重度化防止等に関する市町村の取組みの達成状況に関する指標です。 こ の指標を活用し、本市の取組みの進捗管理を行います。

第7期計画の施策の進捗状況について

1 計画について

第7期計画は以下の基本理念と基本目標、施策目標を定め、その実現に向けて12の 施策を推進しています。

2 施策の進捗状況

次ページ以降の施策ごとの個表をご覧ください。

介護保険法第117条に基づき進捗管理を行うことが義務化されている法定評価項目を含む施策は、次の凡例の色付けがされた以下の施策です。

… 自立支援、介護予防・重度化防止

… 介護給付等費用適正化

【 基本理念 】

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

【 基本目標 】

地域共生社会の実現に向けて 地域包括ケアシステムの充実を目指す

【施策の目標1】 健康でいきいきとした生活の実現

施策① 健康づくりの推進 (P3~)

施策② 介護予防の推進 (P5~)

施策③ 地域での活躍・貢献機会の充実 (P8~)

【施策の目標2】 安心して暮らし続けるための環境づくり

施策① 在宅医療・介護連携の推進 (P10~) 施策② <mark>包括的な支援体制の構築</mark> (P12~) 施策③ 介護サービスの充実 (P14~) 施策④ 介護保険事業の適正な運営 (P16~) 施策⑤ 認知症施策の推進 (P18~) 施策⑥ 生活支援サービスの充実 (P20~)

施策⑦ 権利擁護施策の推進 (P22~)

【施策の目標3】 安定した暮らしの場の確保

施策① 状況に応じた施設・住まいの確保 (P24~)

施策② 高齢者の住まいに関する相談体制の充実 (P26~)

··· 法定評価項目(自立支援、介護予防・重度化防止)
··· 法定評価項目(介護給付等費用適正化)

施策 0101 健康づくりの推進

現状と課題

- 健康の大切さを理解し、健診を受けて、健康な状態の維持・向上に取組む人を増やす 必要があります。
- 特定健診の結果が基準値以上の人が、必要な治療を受けたり、生活習慣の改善に取組 むことが求められています。
- がんの罹患率及び死亡率が依然として高いため、がん検診を受診することにより、早期発見・早期治療につなげ、身体機能を維持させる必要があります。
- 高齢者の運動器機能の低下の防止と閉じこもりを予防するため、地域で自発的に運動 や交流に取組み、活動的な生活習慣を継続する人を増やす必要があります。
- 生活習慣病などの疾患の理解や予防に関する正しい知識を持ち、健康的な生活習慣を 身に着けた人を増やす必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

健康的な食習慣の普及、運動習慣の定着、こころの健康づくり、禁煙の推進と適正飲酒、 歯と口の健康維持、がんの早期発見・早期治療、特定健診の受診と保健指導の充実、予防 接種に取り組みます。

2. 地域での健康づくりの推進

「しゃんしゃん体操」や認知症予防の「しゃんしゃんコグニサイズ」の普及、健診受診の啓発、ウォーキングなど健康づくり活動の普及、健康的な食習慣の推進、「ふれあいデイサービス」などの地域での健康づくりの効果的な取り組みのあり方について検討します。

目標(事業内容、指標等)

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

①国保特定健診 (H29) (H30) (H31) (H32)

受診率 [目標] - 35.0% 40.0% 45.0%

[実績] 33.5%

②国保特定保健指導 (H29) (H30) (H31) (H32)

実施率[目標] - 45.0% 47.5% 50.0%

[実績] 40.1%

※①②の実績値は年度末現在のもので、国の特定健診・特定保健指導実績報告(調査時点:11月1日)の数値とは一致しません。

2. 地域での健康づくりの推進 ※H29 は実績値

①しゃんしゃん体操の普及啓発 (H29) (H30) (H31) (H32)

啓発実施回数 2,102 2,100 2,150 2,200

②健康出前講座の実施 (H29) (H30) (H31) (H32)

開催回数 203 210 220 230

延べ参加者数(人) 4,246 4,300 4,400 4,500

※健康出前講座の実績値は健康増進事業により実施したもの。

目標の評価方法

● 時点

年度

- 口中間見直しあり
- ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

後期(実績評価)					
実施内容					
自己評価結果	果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)				
課題と今後の取組					
1					

… 法定評価項目(自立支援、介護予防・重度化防止)

… 法定評価項目(介護給付等費用適正化)

施策 0102 介護予防の推進

現状と課題

- 要支援者等の状態に応じ、適切かつ効果的な支援を行うことで、自立支援・重度化防 止の効果を高めることが求められています。
- 地域の中で継続的に介護予防活動を行うための環境整備の必要があります。
- 加齢に伴い虚弱になっても、継続して参加できる活動を広げる必要があります。
- 高齢者自身の力を活かし、担い手となることで自分自身の生きがいや介護予防にもつ なげる必要があります。
- 閉じこもりなど活動に参加しない高齢者を把握し、何らかの活動につなげる必要があります。
- 介護予防の必要性について、市民の理解・浸透を図る必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

鳥取市訪問介護相当サービスと鳥取市通所介護相当サービスの必要なサービス提供量の確保、介護予防ケアマネジメントの実施、多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。

2. 介護予防普及啓発の推進

健康づくりなどに関する情報提供、介護予防運動教室「おたっしゃ教室」の推進、地域で運動教室に参加できる環境の充実に取り組みます。

3. 地域の通いの場の充実

「ふれあい・いきいきサロン」の開催支援、サロンの開設支援や魅力あるサロンづく りの支援に取り組みます。

4. 地域リハビリテーションの推進

リハビリ専門職による介護支援専門員等の技能向上への支援、集いの場の介護予防効果の向上と魅力向上に向けた支援に取り組みます。

目標(事業内容、指標等)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①多様な介護予防・生活支援サービスの創設

(H29) (H30) (H31) (H32)

A型サービス[目標] - 検討 実施 実施

「実績」 検討

C型サービス [目標] ー 検討 モデル実施 実施

「実績」 検討

2. 介護予防普及啓発の推進

①介護予防出前講座の実施(H29) (H30) (H31) (H32)

開催回数 [目標] - 194 198 202

[実績] 210

参加者数 [目標] - 4,900 5,000 5,100

[実績] 5,383

※介護予防出前講座の実績値は地域支援事業により実施したもの。

②運動教室「おたっしゃ教室」の実施(H29)(H30)(H31)(H32)

参加者数[目標] - 500 500 500

「実績」 452

3. 地域の通いの場の充実

①ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援

(H29) (H30) (H31) (H32)

開催個所数 [目標] - 385 424 467

[実績] 293

(H29) (H30) (H31) (H32)

月平均開催回数 [目標] 一 前年度以上

[実績] 1.7

※ふれあい・いきいきサロンを増やし、1月当たり平均開催回数を前年度以上とする。

4. 地域リハビリテーションの推進

①介護事業者の質の向上支援(H29)(H30)(H31)(H32)

指導回数 [目標] - 100 110 120

[実績] 79

②住民主体の集いの場の充実支援(H29)(H30)(H31)(H32)

指導回数 [目標] - 20 30 40

[実績] 32

③市民啓発 (H29)(H30)(H31)(H32)

啓発回数 [月標] - 20 30 40

「実績】 31

目標の評価方法

● 時点

口中間見直しあり

- ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

年度						
	後期(実績評価)					
実施内容						
自己評価結果	自己評価結果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)					
無限 トウダ の取る						
課題と今後の取組						

… 法定評価項目(自立支援、介護予防・重度化防止)

… 法定評価項目(介護給付等費用適正化)

施策 010

0103 地域での活躍・貢献機会の充実

現状と課題

- 就業や社会参加の意欲を持つ高齢者が、これまでの能力や経験を生かして、地域に貢献する生きがいづくりが求められている。
- 社会参加や学習意欲の高い高齢者が、元気に活動・交流できる機会の提供が必要である。
- 高齢者の活躍の場を創出するためには、就労のほか、ボランティア活動や子育て支援、 介護分野などの幅広し分野に活動領域を拡大する必要がある。

第7期における具体的な取組

1. 社会参加や生きがい活動への支援

ボランティア活動の推進、老人クラブの育成支援、地域での趣味や教養活動の推進、 生涯学習の推進、高齢者バス優待助成、公共交通機関利用助成、高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行、敬老祝賀事業や金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業を実施し、 高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。

2. 高齢者施設の運営

老人福祉センターの運営又は支援、老人憩いの家の管理、高齢者創作交流館の運営、 佐治町屋内多目的広場の運営を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場等 を提供します。

3. 高齢者の就労支援

(公財)シルバー人材センターの運営支援を行い、元気に就労する高齢者の増加に取り組みます。

目標(事業内容、指標等)

1. 社会参加や生きがい活動への支援

①介護支援ボランティアの推進 (H29) (H30) (H31) (H32) 登録者数(人)[目標] - 184 188 192

「実績」 145

2. 高齢者施設の運営

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で 取組み状況を報告します。

3. 高齢者の就労支援

(1)シルバー人材センターの会員登録の推進

(H29) (H30) (H31) (H32)

登録会員数(人)[目標] - 764 771 778

「実績」 786

目標の評価方法

● 時点

年度

- □中間見直しあり
- ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

後期(実績評価)					
実施内容					
自己評価結果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)					
課題と今後の取組					

 法定評価項目(自立支援、介護予防・重度化防止
 法定評価項目(介護給付等費用適正化)

施策

0201 在宅医療・介護連携の推進

現状と課題

- 高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しています。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が今後増加することが見込まれています。
- 病院と診療所、介護事業者が、在宅療養を必要とする高齢者を中心に連携を強化することが必要です。
- 人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、繰り返し話合うことの必要性を市民に啓発していくことが必要です。

第7期における具体的な取組

1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携を推進します。

2. 医療・介護関係者への支援

医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営、医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催をします。

3. 住民啓発の推進

ACP(アドバンス・ケア・プランニング)についての市民への情報提供、寸劇を活用した住民啓発学習会を開催します。

4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

課題の抽出・対応策の検討、多職種研修による人材育成、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の構築に取り組みます。

目標(事業内容、指標等)

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組 み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 口中間見直しあり
 - ■実績評価のみ

● 評価の方法

年度

- 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して自己評価し、改善に反映させます。
- その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

後期(実績評価)					
実施内容					
自己評価結果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)					
課題と今後の取組					

	•••	法定評価項目	(自立支援、	介護予防・	重度化防止
		法定評価項目	(介護給付等	子 費 用 適 正 化	(ک

施策

0202 包括的な支援体制の構築

現状と課題

- 高齢者福祉に関する相談が増大し、内容も複雑化・困難化してきています。
- 医療や介護、司法等の専門職が連携した長期・継続的なケアマネジメントの後方支援、 介護支援専門員への個別指導や相談対応、支援困難ケースへの指導・助言の取組みを強 化する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。
- 高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するため、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図る必要があります。
- 地域の共助によって、高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりが求められています。

第7期における具体的な取組

1. 包括的支援事業の推進

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組みます。

2. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの職員体制の充実・強化、地域包括支援センターの質の向上、 地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討、地域福祉相談センター との連携強化に取り組みます。

3. 地域ケア会議の推進

地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実に取り組みます。

4. 災害時の支援体制づくり

避難行動要支援者支援制度の普及、地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり、 福祉避難所の確保に取り組みます。

目標(事業内容、指標等)

1. 包括的支援事業の推進

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で 取組み状況を報告します。

2. 地域包括支援センターの機能強化

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で 取組み状況を報告します。

3. 地域ケア会議の推進

①地域ケア会議の開催

(H29) (H30) (H31) (H32)

開催箇所数[目標] - 3 5 6

「実績」 1

4. 災害時の支援体制づくり

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で 取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 口中間見直しあり
 - ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実 施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

一年度		
十尺		

後期(実績評価)				
実施内容				
自己評価結果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)				
課題と今後の取組				

···· 法定評価項目(自立支援、介護予防·重度化防止)

… 法定評価項目(介護給付等費用適正化)

施策 0203 介護サービスの充実

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況 に応じて自立支援に向けた介護保険の居宅サービスが適切に提供されることが必要です。
- 24 時間対応可能な地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模 多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)の確保が必要です。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に 対応した施設・居住系サービスの計画的な整備が必要です。

第7期における具体的な取組

1. 居宅サービスの充実

参入予定事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援します。また、既存の事業所に対しては、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保を推進します。

2. 地域密着型サービスの充実

参入予定事業者に対して、制度に関する情報や本市の施策、日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援します。

3. 施設・居住系サービスの充実

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付き有料者人ホーム等)の小規模施設の整備を推進します。

4. 介護サービス見込み量の確保

市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対しては、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供します。また、既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を提供します。

目標(事業内容、指標等)

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み 状況を報告します。

目標の評価方法

● 時点

年度

- □中間見直しあり
- ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

後期(実績評価)					
実施内容					
自己評価結果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)					
課題と今後の取組					

・・・・ 法定評価項目 (自立支援、介護予防・重度化防止)

… 法定評価項目(介護給付等費用適正化)

施策

0204 介護保険事業の適正な運営

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増大が見込まれています。
- 介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・ 縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進します。

2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督

介護サービス事業者に対して集団指導や実地指導等を通じて、法令等の周知や運営に関する指導を実施します。

3. 介護サービスの質の確保及び向上

介護サービス情報の公表と第三者評価の活用、運営推進会議の適切な運営の確保、介護相談員の派遣を推進します。

目標(事業内容、指標等)

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進

①要介護認定の適正化

(H29) (H30) (H31) (H32)

認定調査票の点検(件) [目標] - 10.998 11.079 11.217

[実績] 10,566

(H29) (H30) (H31) (H32)

更新・変更認定の訪問調査(直営)(件)[目標] - 350 375 400

「実績〕218

②ケアプラン点検

(H29) (H30) (H31) (H32)

点検事業所数 [目標] - 60 60 60

[実績] 17

点検件数 [目標] - 400 400 400

「実績〕208

③住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査

(H29) (H30) (H31) (H32)

住宅改修執行状況の確認(件)[目標] - 5 5 5

[実績] 〇

福祉用具購入・貸与調査(回)[目標] - 2 2 2

[実績] 〇

④縦覧点検及び医療費突合

(H29) (H30) (H31) (H32)

縦覧点検(件) [目標] - 2,200 2,200 2,200

[実績] 2,192

医療費突合(件)[目標] - 13,500 13,500 13,500

[実績] 13,445

⑤介護給付費通知

(H29) (H30) (H31) (H32)

介護給付費通知(回)[目標] - 3 3 3

[実績] 3

2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督

- ※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で 取組み状況を報告します。
- 3. 介護サービスの質の確保及び向上

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で 取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 口中間見直しあり
 - ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

年度

後期(実績評価)				
実施内容				
自己評価結果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)				
課題と今後の取組				
R				

=				
		法定評価項目	(介護給付等	穿
	•••	法定評価項目	(自立支援、	介護予防・重度化防止)

施策

0205 認知症施策の推進

現状と課題

- 認知症が原因で、外出して自宅に戻れなくなり、警察等に保護される人が増加しています。
- 地域や家族からも孤立して、適切な支援を受けられていない状態で発見され、地域包括支援センターが対応するケースが増えています。
- 医療や介護のサービス利用を拒否したり、セルフネグレクト(自己放任)となっている人やその家族に、適切な支援を行う必要があります。
- 認知症の当事者やその家族の立場に立った適切な支援が必要です。
- 認知症の当事者やその家族が安心して気軽に相談できる仕組みが必要です。
- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを市民 や医療・介護関係者に周知する必要があります。
- 若年性認知症の人は、仕事や子育ての問題など、高齢者とは異なる課題を抱えています。

第7期における具体的な取組

1. 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

認知症サポーター養成講座の開催、認知症高齢者等安心見守り登録制度の普及、認知症高齢者等位置検索システムの利用支援、認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業の普及に取り組みます。

2. 居場所づくりや介護者支援の充実

認知症地域支援推進員の設置、認知症力フェの支援、認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施に取り組みます。

3. 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの普及、認知症予防教室の開催に 取り組みます。

4. 若年性認知症の支援

若年性認知症の人やその家族の生活や就労支援体制の構築を検討し、必要な施策に取り組みます。また、市民に若年性認知症に対する理解を深めていただくよう情報提供に取り組みます。

目標(事業内容、指標等)

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組 み状況を報告します。

目標の評価方法

● 時点

年度

- 口中間見直しあり
- ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

後期(実績評価)									
10000000000000000000000000000000000000									
実施内容									
自己評価結果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)									
課題と今後の取組									

… 法定評価項目(自立支援、介護予防・重度化防止)

… 法定評価項目(介護給付等費用適正化)

施策

0206 生活支援サービスの充実

現状と課題

- NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉 の担い手となることが期待されています。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みを一層広げていくことで、高齢者が介護が必要 な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域づくりが求められてい ます。
- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援 が必要な人が、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービス を提供する必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 生活支援体制の充実

生活支援コーディーターの配置、鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会(第1層 協議体)の開催、各地域の話し合いの場(第2層協議体)の設置に取り組みます。

2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

ファミリーサポートセンター(生活援助型)サービス、配食サービスなど在宅での安 心生活を支援するサービスの提供や、家族介護用品購入費助成、家族介護教室の開催な ど家族介護者を支援するサービスを提供します。

目標(事業内容、指標等)

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組 み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 口中間見直しあり
 - ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - 〇 その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実 施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

年度										
後期(実績評価)										
実施内容										
自己評価結果	果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)									
=田田 トクダ										
課題と今後の	の DIX組 TIME TO THE THE TO THE TOT									

··· 法定評価項目(自立支援、介護予防・重度化防止)
··· 法定評価項目(介護給付等費用適正化)

施策

0207 権利擁護施策の推進

現状と課題

- 高齢化の進行とともに、認知症等により判断能力が不十分な人が増加しています。
- 法律行為における意思決定が困難な高齢者に対し、成年後見人等がその判断を補い、 その人の生命や財産を養護する体制の充実が求められています。
- 高齢者虐待の早期発見や、関係機関が連携した早期対応により、高齢者の安全を確保 する体制の充実が必要です。

第7期における具体的な取組

1. 成年後見制度の利用促進

とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援、成年後見人制度利用支援事業(申立費用、後見人等報酬助成)、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組みます。

2. 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

本市計画の策定、権利擁護の地域連携ネットワークの構築、地域連携ネットワークの中核機関設置に取り組みます。

3. 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、短期宿泊による虐待者との分離・保護、やむを得ない措置による虐待者との分離・保護、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。

目標(事業内容、指標等)

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組 み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - □中間見直しあり
 - ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

年度										
後期(実績評価)										
実施内容										
自己評価結果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)										
課題と今後の取組										

	•••	法定評価項目	(自立支援、	介護予防・	重度化防止
		法定評価項目	(介護給付等	等費用適正化	<u>í</u>)

施策

0301 状況に応じた施設・住まいの確保

現状と課題

- 高齢者の状態に応じた多様な施設・居住系サービスの提供することで、介護が必要な 高齢者が必要に応じて住まいを選択できる環境づくりが必要です。
- 高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の 確保が必要です。
- 高齢者が在宅での生活が継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備が必要です。

第7期における具体的な取組

1. 施設・居住系の介護サービスの充実(再掲)

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム等)の小規模施設の整備を推進します。

※「タイトル:介護サービスの充実」「第7期における具体的な取組:施設・居住系サービスの充実」 を参照

2. 多様な高齢者向け住宅の確保

養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、 有料老人ホーム、高齢者向け公営住宅(シルバーハウジング)について、適切な運営、 既存施設の有効利用等に取り組みます。

3. 安全・安心な居住環境の確保

住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申 請等支援に取り組みます。

目標(事業内容、指標等)

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組 み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 口中間見直しあり
 - ■実績評価のみ

- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

年度										
後期(実績評価)										
実施内容										
自己評価結果	果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)									
課題と今後の	の取組									

··· 法定評価項目(自立支援、介護予防·重度化防止)

… 法定評価項目(介護給付等費用適正化)

施策

0302 高齢者の住まいに関する相談体制の充実

現状と課題

- 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等が、安心して暮らすことができる住まいの確保が必要です。
- 高齢者が、住まいについて安心して気軽に相談できる窓口が必要です。
- 高齢者の住まいに関する相談に対し、必要に応じて伴走型の支援を行うことが必要です。

第7期における具体的な取組

1. 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業(あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等)の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組みます。

2. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

- ① 地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援します。
- ② 中央人権福祉センター(パーソナルサポートセンター)は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組みます。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」を図ります。

目標(事業内容、指標等)

※指標(目標値)は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組 み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - □中間見直しあり
 - ■実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標(目標値)と実績値を 比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

年度										
後期(実績評価)										
実施内容	実施内容									
自己評価結果	果(※評価指標を定めていない項目は記載しない。)									
課題と今後の	D取組									

サービス見込み量の進捗状況について

1 被保険者数及び認定者数

(1)人口及び第1号被保険者数

第1号被保険者等の計画値との比較

(単位:人)

			平成3	30年度			平成(31年度		平成32年度				
区分		計画値 実績値 増減 対		対計画値	計画値	実績値	増減	対計画値	計画値	実績値	増減	対計画値		
		(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)	(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)	(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)	
	総人口 推計人口)	188,929	188,508	∆421	99.8%	187,824		△187,824	0.0%	186,725		△186,725	0.0%	
第1号 被保険者数		53,380	53,205	∆175	99.7%	54,147		△54,147	0.0%	54,914		∆54,914	0.0%	
	前期高齢者	26,185	26,116	Δ69	99.7%	26,698		△26,698	0.0%	27,212		△27,212	0.0%	
	後期高齢者	27,195	27,089	∆106	99.6%	27,449		△27,449	0.0%	27,702		Δ27,702	0.0%	
高齢化率		28.3%	28.2%	△0.1%	99.6%	28.8%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	29.4%	#DIV/O!	#DIV/0!	#DIV/0!	

[※]実績値は介護保険事業状況報告(9月月報)の数値。

(2) 要支援•要介護認定者数

要支援・要介護認定者数等の計画値との比較

(単位:人)

	平成30年度							平	成31年	芰		平成32年度					
	区分	計画値	実績値	対計画増減	対計画値	出現率	計画値	実績値	対計画増減	対計画値	出現率	計画値	実績値	対計画増減	対計画値	出現率	
		(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)	(認定率)	(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)	(認定率)	(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)	(認定率)	
要	1	1,127	1,240	113	110.0%	2.3%	1,065		△1,065	100.0%	#DIV/O!	1,001		△1,001	100.0%	#DIV/O!	
支援	2	1,909	1,856	∆53	97.2%	3.5%	1,970		∆1,970	100.0%	#DIV/0!	2,042		△2,042	100.0%	#DIV/O!	
1反	計	3,036	3,096	60	102.0%	5.8%	3,035	0	∆3,035	100.0%	#DIV/0!	3,043	0	∆3,043	100.0%	#DIV/0!	
	1	1,675	1,586	∆89	94.7%	3.0%	1,777		△1,777	100.0%	#DIV/0!	1,881		△1,881	100.0%	#DIV/O!	
	2	2,125	2,215	90	104.2%	4.2%	2,124		Δ2,124	100.0%	#DIV/0!	2,140		Δ2,140	100.0%	#DIV/O!	
要介	3	1,589	1,521	∆68	95.7%	2.9%	1,652		△1,652	100.0%	#DIV/0!	1,715		△1,715	100.0%	#DIV/O!	
護	4	1,310	1,412	102	107.8%	2.7%	1,274		Δ1,274	100.0%	#DIV/0!	1,245		△1,245	100.0%	#DIV/O!	
	5	1,245	1,187	∆58	95.3%	2.2%	1,206		Δ1,206	100.0%	#DIV/0!	1,166		△1,166	100.0%	#DIV/O!	
	計	7,944	7,921	∆23	99.7%	14.9%	8,033	0	△8,033	100.0%	#DIV/0!	8,147	0	△8,147	100.0%	#DIV/O!	
	合計	10,980	11,017	37	100.3%	20.7%	11,068	0	△11,068	100.0%	#DIV/0!	11,190	0	△11,190	100.0%	#DIV/0!	

[※]実績値は介護保険事業状況報告(9月月報)の数値。

【現状と課題、	今後の取組】			

2 介護サービスの利用状況

(1)介護サービスの利用者数及び利用回数・日数

利用者数等の計画値との比較(介護サービス)

			平月	成30年	度(見込み))		31年度		平成32年度				
	サービス区分	単位	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)
		回/月	19,014.7	(0)	△19,015	0.0%	18,059.1	(0)	△18,059		17,781.5	(0)	△17,782	0.0%
	訪問介護	人/月	922		Δ922	0.0%	863		△863	0.0%	828		△828	0.0%
		回/月	402.2		△402	0.0%	372.7		∆373	0.0%	379.4		∆379	0.0%
	訪問入浴介護	人/月	76		△76	0.0%	68		△68	0.0%	67		△67	0.0%
	=±-00====#	回/月	4,418.2		∆4,418	0.0%	4,745.6		△4,746	0.0%	5,199.3		△5,199	0.0%
	訪問看護	人/月	477		△477	0.0%	510		∆510	0.0%	565		△565	0.0%
	訪問リハビリテー	回/月	1,613.0		△1,613	0.0%	2,065.6		Δ2,066	0.0%	2,679.0		△2,679	0.0%
	ション	人/月	115		∆115	0.0%	130		∆130	0.0%	152		∆152	0.0%
	居宅療養管理指導	人/月	787		∆787	0.0%	866		∆866	0.0%	980		∆980	0.0%
	通所介護	回/月	28,164.5		△28,165	0.0%	28,221.1		△28,221	0.0%	28,798.0		△28,798	0.0%
居	20171710支	人/月	2,230		Δ2,230	0.0%	2,219		Δ2,219	0.0%	2,258		△2,258	0.0%
宅サ	通所リハビリテー	回/月	6,461.0		△6,461	0.0%	6,402.9		△6,403	0.0%	6,598.4		△6,598	0.0%
l ビ	ション	人/月	687		△687	0.0%	677		△677	0.0%	691		△691	0.0%
ス	短期入所生活介護	日/月	5,392.6		△5,393	0.0%	5,975.4		△5,975	0.0%	6,922.3		△6,922	0.0%
	74707 (7127071)	人/月	457		∆457	0.0%	495		△495	0.0%	554		△554	0.0%
	短期入所療養介護	日/月	819.3		∆819	0.0%	782.1		△782	0.0%	851.9		△852	0.0%
	(老健)	人/月	93		∆93	0.0%	83		∆83	0.0%	84		∆84	0.0%
	短期入所療養介護	日/月	13.6		△14	0.0%	15.4		△15	0.0%	17.2		△17	0.0%
	(病院等)	人/月	1		Δ1	0.0%	1		Δ1	0.0%	1		Δ1	0.0%
	福祉用具貸与	人/月	2,775		△2,775	0.0%	2,733		△2,733	0.0%	2,798		△2,798	0.0%
	特定福祉用具販売	件/月	64		△64	0.0%	70		△70	0.0%	79		△79	0.0%
	住宅改修	件/月	31		∆31	0.0%	29		∆29	0.0%	30		∆30	0.0%
	特定施設入居者生 活介護	人/月	179		△179	0.0%	174		△174	0.0%	168		∆168	0.0%
	居宅介護支援	人/月	4,071		△4,071	0.0%	3,948		∆3,948	0.0%	3,938		∆3,938	0.0%
	定期巡回·随時対 応型訪問介護看護	人/月	44		△44	0.0%	48		∆48	0.0%	56		△56	0.0%
	認知症対応型通所	回/月	1,757.8		△1,758	0.0%	1,601.0		△1,601	0.0%	1,445.4		△1,445	0.0%
	介護	人/月	157		△157	0.0%	157		△157	0.0%	161		△161	0.0%
地域	小規模多機能型居 宅介護	人/月	666		△666	0.0%	721		△721	0.0%	799		△799	0.0%
密着型	認知症対応型共同 生活介護	人/月	234		△234	0.0%	270		△270	0.0%	270		△270	0.0%
型サー	地域密着型特定施 設入居者生活介護	人/月	79		∆79	0.0%	166		△166	0.0%	166		△166	0.0%
ービス	地域密看型介護老 人福祉施設入居者 生活介護	人/月	10		△10	0.0%	10		△10	0.0%	10		△10	0.0%
	在法公達 看護小規模多機能 型居宅介護	人/月	29		△29	0.0%	29		△29	0.0%	29		△29	0.0%
	地域密着型通所介	回/月	7,724.9		△7,725	0.0%	8,137.9		∆8,138	0.0%	9,003.8		△9,004	0.0%
	護	人/月	566		△566	0.0%	542		△542	0.0%	536		△536	0.0%
施設	介護老人福祉施設	人/月	992		Δ992	0.0%	992		Δ992	0.0%	992		Δ992	0.0%
y 1	介護老人保健施設	人/月	735		△735	0.0%	735		△735	0.0%	735		△735	0.0%
ビス	介護療養型医療施 設	人/月	143		∆143	0.0%	143		∆143	0.0%	143		∆143	0.0%

利用者数等の計画値と比較(介護予防サービス)

				30年度			平成3	31年度		平成32年度				
	サービス区分	単位	計画値	実績値	増減	対計画値	計画値	実績値	増減	対計画値	計画値	実績値	増減	対計画値
	I		(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)	(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)	(A)	(B)	(B)-(A)	(B)/(A)
	介護予防訪問入浴	回/月	0		0		0		0		0		0	
	介護	人/月	0		0		0		0		0		0	
	介護予防訪問看護	回/月	692		△692	0.0%	692		△692	0.0%	834		∆834	0.0%
		人/月	103		△103	0.0%	103		△103	0.0%	148		∆148	0.0%
	介護予防訪問リハ	回/月	250		△250	0.0%	261		△261	0.0%	320		∆320	0.0%
	ビリテーション	人/月	24		△24	0.0%	24		△24	0.0%	28		∆28	0.0%
	介護予防居宅療養 管理指導	人/月	75		△75	0.0%	86		∆86	0.0%	97		∆97	0.0%
介護	介護予防通所リハ ビリテーション	人/月	260		△260	0.0%	248		∆248	0.0%	238		∆238	0.0%
予	介護予防短期入所生活介護	日/月	153		△153	0.0%	192		△192	0.0%	253		△253	0.0%
防サ		人/月	22		△22	0.0%	26		△26	0.0%	32		∆32	0.0%
ービ	介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0		0		0		0		0		0	
, ,		人/月	0		0		0		0		0		0	
	介護予防短期入所	日/月	0		0		0		0		0		0	
	療養介護(病院等)	人/月	0		0		0		0		0		0	
	介護予防福祉用具 貸与	人/月	828		∆828	0.0%	863		△863	0.0%	897		△897	0.0%
	特定介護予防福祉 用具販売	件/月	20		△20	0.0%	20		Δ20	0.0%	22		∆22	0.0%
	住宅改修	件/月	14		∆14	0.0%	5		∆5	0.0%	1		∆1	0.0%
	介護予防特定施設 入居者生活介護	人/月	31		∆31	0.0%	36		∆36	0.0%	42		△42	0.0%
	介護予防支援	件/月	857		△857	0.0%	800		△800	0.0%	743		△743	0.0%
地 域	介護予防認知症対	回/月	42		△42	0.0%	34		∆34	0.0%	50		△50	0.0%
密	応型通所介護	人/月	5		∆5	0.0%	4		△4	0.0%	5		∆5	0.0%
着型サー	介護予防小規模多 機能型居宅介護	人/月	67		∆67	0.0%	71		△71	0.0%	75		△75	0.0%
ビス	介護予防認知症対 応型共同生活介護	人/月	1		Δ1	0.0%	1		Δ1	0.0%	1		Δ1	0.0%

【現状と課題、今後の取組】	

保険者機能強化推進交付金の指標に係る取組みの進捗状況について

〇 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標シート集計表

		I PDCAサイク	PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化	奏者機能の強化に向	に向けた体制等の構築					
	項目	①地域の特徴把 握	②圏域ごと人口	③2025年推計	4)2025年重点 施策	⑤介護予防効果 の反映	⑥地域医療構想	⑦実績のモニタ リング	⑧末達成目標 の改善	1351
	配点	10	10	12	10	10	10	10	10	82
C	鳥取市	10	10	9	10	10	10	10	10	92
000	【参考】鳥取県 内市町村平均点	6.84	10.00	6.00	8.95	2.11	4.74	8.16	3.16	49.95

		I 自立支援、重	度化防止等に	資する施策の推進						
	項目	(1)地域密着型 サービス	(2)介護支援専門 員・介護サービス 事業所	(3)地域包括支援センター	(4) 在宅医療・ 介護連携	(5) 認知症総合 支援	(6) 介護予防/ 日常生活支援	(7) 生活支援体 制の整備	(8) 要介護状態の 維持・改善の状況等	小青十
	配点	40	20	150	70	40	80	40	20	460
0	鳥取市	20	15	82	70	40	20	20	20	290
201	【参考】鳥取県 内市町村平均点	8.42	10.53	93.41	57.89	26.84	38.42	28.96	11.58	276.05

		エ 介護保険運営の安定化	の安定化に資する施策の	西策の推進								
			適正化							仙	背角茄酮	離しため
	道	①介護給付の 適正化事業	②住民主体の通い の場への参加率	③医療情報との 突合・縦覧点検	金福祉用具利用に係るリハ職の関与	⑤住宅改修利用に 係るリハ職の関与	⑥給付実績を活用 した適正化事業	(2) 介護人材の 確保	小計	8	X T	交付金配分額 (イ)
	配点	10	10	10	10	10	10	10	70	612		
	鳥取市	10	10	10	0	0	0	10	40	406	25,321	鳥取市配分額 (千円)
000	【参考】鳥取県 内市町村平均点	7.89	2.89	8.95	1.58	2.11	2.63	3.16	29.21	355.21	4,393	鳥取県内市町 村 平均配分額

【現状と課題、今後の取組】

介護サービスの基盤整備の進捗状況について

【 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 】

1. 計画における整備数

日常生活圏域	中学校区	整備数
B圏域	東・南・桜ケ丘・国府中学校区	1ユニット (定員9人)
C圏域	江山中学校区	1ユニット (定員9人)
D圏域	湖南学園中学校区	1ユニット (定員9人)
F圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット (定員9人)

2. 選定事業者

日常生活	開設法	去人		事業所		
圏域	法人名	法人所在地	事業所名	住所	中学校区	開設年月日
B圏域	有限会社SKプラン	鳥取市生山 123番地 9	ぐるーぶほーむ和 温	鳥取市正蓮寺3 8番地3	桜ケ丘中 学校区	H32.3.1開設 予定

[※]C、D、F圏域は公募を実施したが応募がなかったもの。 現在再公募中(期間:平成31年1月28日~4月26日)。

【 地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム) 】

1. 計画における整備数

日常生活圏域	中学校区	整備数
A圏域	北·西·福部未来学園中学校 区	1施設 (定員29人以下)
E圏域	河原•用瀬•佐治中学校区	1施設 (定員29人以下)
F圏域	気高·鹿野·青谷中学校区	1施設 (定員29人以下)

2. 選定事業者

公募を実施したが応募がなかったもの。現在再公募中(期間:平成31年1月28日~4月26日)。

市内の介護保険サービス事業者の指定状況について

(平成31年3月31日時点見込)

区分	サービス種別	29年度末	30年度末 (見込)	増減
		(A)	(B)	(B) - (A)
	訪問介護	43	45	2
	訪問入浴介護	4	4	0
	訪問看護	58	60	2
	訪問リハビリテーション	24	26	2
居	居宅療養管理指導	216	223	7
居宅サー	通所介護	59	62	3
ー ビ	通所リハビリテーション	19	19	0
ビス	短期入所生活介護	15	15	0
	短期入所療養介護	15	15	0
	特定施設入居者生活介護	5	5	0
	福祉用具貸与	18	19	1
	特定福祉用具販売	19	20	1
	小計	495	513	18
	介護予防訪問入浴介護	4	4	0
	介護予防訪問看護	57	59	2
\triangle	介護予防訪問リハビリテーション	24	26	2
介護予防	介護予防居宅療養管理指導	215	221	6
ァ 防	介護予防通所リハビリテーション	18	18	0
サー	介護予防短期入所生活介護	14	14	0
ビス	介護予防短期入所療養介護	15	15	0
^	介護予防特定施設入居者生活介護	5	4	△1
	介護予防福祉用具貸与	18	19	1
	特定介護予防福祉用具販売	19	20	1
	小計	389	400	11
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	3	0
地 域	認知症対応型通所介護	10	10	0
	小規模多機能型居宅介護	31	32	1
密着型サー	認知症対応型共同生活介護	21	21	0
-	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	0
ビス	地域密着型通所介護	47	43	△4
	地域密着型特定施設入居者生活介護	3	3	0
	Л\ हि†	116	113	Δ3

区分	サービス種別	29年度末	30年度末 (見込)	増減
		(A)	(B)	(B) - (A)
ス護地	介護予防認知症対応型通所介護	9	9	0
防密 サ着 1 型	介護予防小規模多機能型居宅介護	27	27	0
ビ介	介護予防認知症対応型共同生活介護	18	18	0
	小擂十	54	54	0
業第 1	訪問介護相当サービス	37	39	2
号事	通所介護相当サービス	92	95	3
	小計	129	134	5
	介護老人福祉施設	16	16	0
サ 1 施	介護老人保健施設	13	12	△1
ビ設 ス	介護療養型医療施設	3	3	0
	介護医療院	0	1	1
	小唐†	32	32	0
支援宅	居宅介護支援	73	72	△1
族 等	介護予防支援	5	5	0
	小計	78	77	Δ1
	dž	1,293	1,323	30

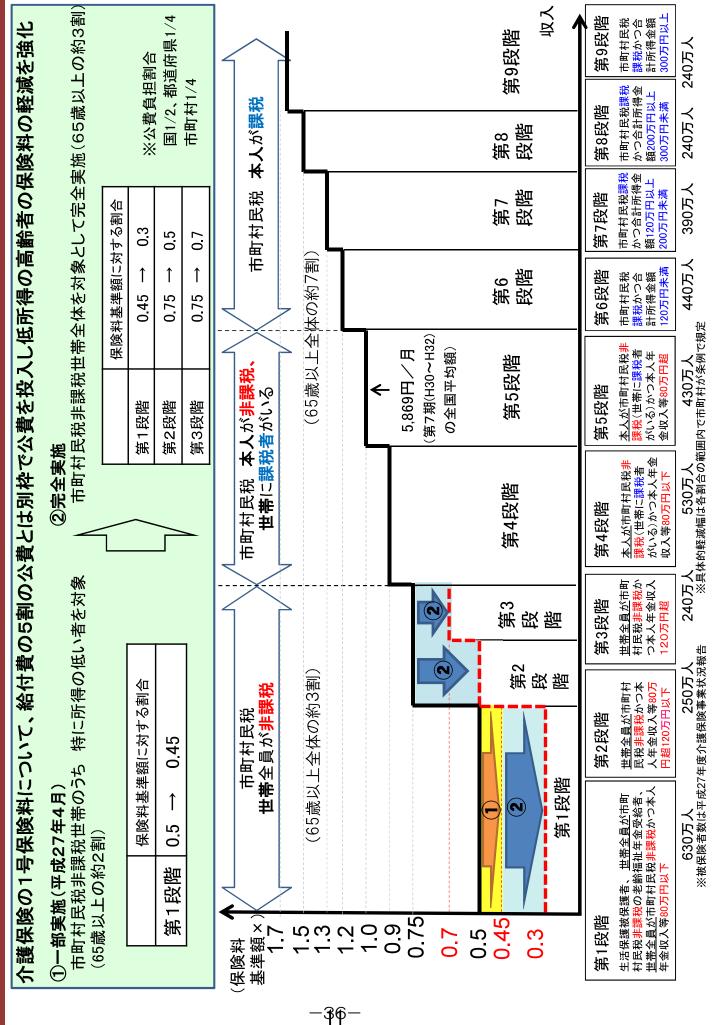
資料3

平成31~32年度(2019~2020年度)の介護保険料の改定(案)について

	【改定前】	平成30年度~平成32年度(201	8年度~2020年度	 (重)	本【郊定後】	平成31年度(20	(2019年度)	【改定後】平	平成32年度(2	(2020年度)	:
保険料段階		対象者	算定方法	年間 保険料額 (A)	算定方法	年間 保険料額 (B)	差額 (B) - (A)	算定方法	年間 保険料額 (C)	差額 (C) - (A)	(参考) 標準料率
第1段階		世 (1生活保護受給者 完全虧隔和生金受給者 第本人の前年の合計所得金額と謀税 主 年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.50 (0.45) ※1	39,000円 (35,100円) ※1	基準額×0.50 (0.375) ※1	39,000円 (29,250円) ※1	00∃ (∆5,850円) **1	基準額×0.50 (0.3) ※1	39,000円 (23,400円) ※1	0円 (△11,700円) *1	0.50
第2段階	₩ ≺ ₹	が 本人の前年の合計所得金額と課税年 市 金収入額の合計が120万円以下	基準額×0.625	48,750円	基準額×0.625 (0.5625) ※1	48,750円 (43,875円) ※1	0⊞ (∆4,875⊞) Ж1	基準額×0.625 (0.5) ※1	48,750円 (39,000円) ※1	0⊕ (∆9,750⊞) 1%	0.75
第3段階	2市民税非	が 株 本人の前年の合計所得金額と課税年 (集 金収入額の合計が120万円超 統	基準額×0.75	58,500円	基準額×0.75 (0.725) *1	58,500円 (56,550円) ※1	0円 (△1,950円) ※1	基準額×0.75 (0.7) ※1	58,500円 (54,600円) ※1	0⊞ (△3,900円) ※1	0.75
第4段階	"課稅 課稅	t世 本人の前年の合計所得金額と課税年 1帯 金収入額の合計が80万円以下 に	基準額×0.85	66,300円	基準額×0.85	66,300円	OP	基準額×0.85	66,300円	田()	06:0
第5段階 (基準)	Ž 3 10	7市 1民 本人の前年の合計所得金額と課税年 3税 金収入額の合計が80万円超	基準額	78,000円	野東晋	78,000円	HO	基準額	78,000円	田0	1.00
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万 円末満	基準額×1.20	日009'86	基準額×1.20	93,600円	EIO	基準額×1.20	93,600円	EO	1.20
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万 円以上200万円未満	基準額×1.35	105,300円	基準額×1.35	105,300円	EO	基準額×1.35	105,300円	⊞0	1.30
第8段階	₩≺	本人の前年の合計所得金額が200万 円以上300万円未満	基準額×1.65	128,700円	基準額×1.65	128,700円	EO	基準額×1.65	128,700円	⊞O	1.50
第9段階	が市民税	本人の前年の合計所得金額が300万 円以上400万円未満	基準額×1.85	144,300円	基準額×1.85	144,300円	EO	基準額×1.85	144,300円	EO	
第10段階		本人の前年の合計所得金額が400万 円以上600万円未満	基準額×2.00	156,000円	基準額×2.00	156,000円	EIO	基準額×2.00	156,000円	⊞0	,
第11段階		本人の前年の合計所得金額が600万 円以上800万円未満	基準額×2.10	163,800円	基準額×2.10	163,800円	EO	基準額×2.10	163,800円	⊞0	2
第12段階		本人の前年の合計所得金額が800万 円以上	基準額×2.20	171,600円	基準額×2.20	171,600円	OB	基準額×2.20	171,600円	Ш О	

※1 ()内は、公費負担により実施する保険料軽減措置後の料率及び保険料です。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化



指定介護予防支援業務の一部を委託する 指定居宅介護支援事業所について

1 趣旨

指定介護予防支援業務(介護予防ケアプラン作成等)については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として、本市の指定を受けて実施していますが、その一部を<u>指定</u>居宅介護支援事業所へ委託できることになっています。(介護保険法115条の23第3項)

委託する際、<u>地域包括支援センター(本市においては市直営)は、委託先の事業所名</u> <u>称、所在地、委託内容、期間について、市(指定権者)に届け出る必要があります。</u>(介 護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項)

市(指定権者)では、受領した届出書等により、委託先が指定居宅介護支援事業所であること、及び、各地域包括支援センターの委託先が複数の事業所に分散していることを確認しています。

また、指定介護予防支援業務の一部の委託については、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会^{※1}の議を経ることが必要となっており(鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号)、平成31年1月31日現在の直近の委託届出の結果について次のとおり報告します。

(注)※1… <u>本市においては、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会が、</u> 地域包括支援センター運営協議会の事<u>務を所掌しています。</u>

2 平成30年度(7月1日~1月31日)の委託届出の結果について

平成30年7月25日開催の本委員会への報告後、地域包括支援センターが市(指定権者)に提出した「指定介護予防支援委託届出書」は1件(次頁一覧のNo66)でした。届出書に記載された事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所となっています。

また、現在66事業所に対し、本市の5つの地域包括支援センターは平成31年12月サービス分(1月審査分)において、910件の介護予防ケアプラン作成等を委託しています。

⇒ 「委託の内訳(地域包括支援センター別)」は、次頁をご覧ください。

旨 指定介護予防支援委託事業所

包

H30.4.1~H31.3.31 H30.4.1~H31.3.31

鳥取市佐治町加瀬木2171

鳥取市社会福祉協議会 鳥取市社会福祉協議会 鳥取市社会福祉協議会

社会福祉法人

佐治町居宅介護支援事業所 気高町居宅介護支援事業所

社会福祉法人

鳥取市社会福祉協議会

社会福祉法人

用瀬町居宅介護支援事業所

<u>ო</u> H30.4.1~H31.3.31

鳥取市鹿野町今市651-1

社会福祉法人

鹿野町居宅介護支援事業所

鳥取市気高町浜村8-8

1~H31

H30.4.

Ŋ

/

 ∞

N

ო

託件数	围	23					_						n	38									
介護予防ケアプラン作成等委託件数	日やま				17	m		_			32	m	4		14	15			7			10	10
プラン化	ĭ) ₩		17	2		32	200	17	4	2	.,	2									_		
ちケアこ	中中		က	7	2	15	2	7		2	2	18	2		4	9	4	2	_	7.4	١,	- e	- m m
介護予月	<u> </u>	23	20	12	19	20	21	25	4	00	34	26	0	38	18	21	4	2	00	7.2	7 .	13 13	1 <u>6</u> w
		.31	.31	.31	31	.31	.31	.31	.31	.31	.31	.31	.31	.31	.31	.31	.31	.31	.31	31		.31	15 E
000	委託期间	~H31.3	~H31.3	~H31.3	~H31.3	H31.3	H31.3	~H31.3	~H31.3	~H31.3	~H31.3	~H31.3	-H31.3	~H31.3	~H31.3	~H31.3	~H31.3	~H31.3	~H31.3	-H31.3		-H31.3	H31.3
}	<u> </u>	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.3	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30,4.1~H31,3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.3	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31		H30.4.1~H31.3.31	H30.4.1~H31.3.31 H30.4.1~H31.3.31
	7	0	0	0	0	0	0	O	O	<u>н</u>	0	<u>т</u>	0	<u>т</u>	<u>н</u>	0	I O	0	O	I O		0	
	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
{ % D	တ ထ	00	0	0	0	0	0	0	0 0	0 (00	00	0	0	00	0 0	0	0	0	0		0	
-8内容	2	0	0	0	0	0	0	0	0	00	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0		0	0 0
委託す	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0	0		0	
MМ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
	(N	0 (0 (0	0	0	0	0 (0 (0	0 (0	0	0	0	0 (0	0	0 (0		0	
	1	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	00	00	00	0 0	0	0 0	0 0	00	00	0 0	0 0	00		0	
1	別任地	鳥取市青谷町露谷53-5	鳥取市立川町五丁目312-1	鳥取市杉崎596	鳥取市三津1072-307	鳥取市国府町稲葉丘3-303	鳥取市桂木784	鳥取市大杙204-3	鳥取市国府町宮下1165-3	鳥取市東今在家321-26	鳥取市美萩野一丁目70番地	鳥取市興南町124	鳥取市千代水一丁目118番地	鳥取市鹿野町今市80	鳥取市服部204-1	鳥取市古海693-1	声紙 I I I I I I I I I I I I I I I I I I	鳥取市布勢422-3	鳥取市伏野1771番地36	鳥取市西品治635-1		鳥取市美萩野一丁目126	美赦野一丁目 新野一丁目 -
,	计 人名	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	医療法人 アスピオス	医療法人 アスピオス	医療法人 アスピオス	医療法人社団内科小児科 山脇医院	社会福祉法人 親誠会	医療法人橋本外科内科	(有)清水	株式会社 サポートライフ	何ポエム	(株) ハピネライフケア鳥取	(株) わかば	社会医療法人 仁厚会	医療法人 賛幸会	久大建材(㈱)	(株)ニチイ学館	(株)二チイ学館	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	(株) さくら		(株)ぼやーじゅ	株ぼやーじゅ 街コトブキ家具
	受託事業所の名称	3 青谷町居宅介護支援事業所	7 居宅介護支援事業所 風紋館	居宅介護支援事業所まさたみの郷	2 居宅介護支援事業所みやこ苑) 居宅介護支援事業所ふたば	3170101202 居宅介護支援事業所ひまわり鳥取	3 橋本外科医院居宅介護支援事業所	もみじ薬局介護支援事業所	8 株式会社 サポートライフ	5 ケアプランセンターもみじ庵	3170101848 Nピネ居宅介護支援センター雲山	3170101608 わかばの家ケアブランセンター	3151380205 居宅介護支援センター ル・サンテリオン態勢	3170100139 鳥取高齢者介護支援センターはまゆう	8 居宅介護支援事業所きゅうだい	ニチイケアセンター鳥取駅南	ニチイケアセンターふせ	ふしの白寿苑	居宅介護支援事業所さくら		居宅介護支援事業所きなん	居宅介護支援事業所 きなんなないろ居宅介護支援センタ
_	事業別番号	3170101178	3170101277	3170100741	3170100212	3151180209	3170101202	3170100568	3140141791	3170100188	3170101475		3170101608	3151380206	3170100138	3170101723	3170100121	3170102101	3170102002	3170103539		3170102119	
	2	200	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36		37	37

No. 9 年級が指令 Section Section	2	_		,	717		ЖX	委託する内容	{<0		# H	介護行	介護予防ケアプ	ラ	ン作成等委託件数	委託件	数
Strontouse Echaptatamanosuma	2			达人名	別住地	-	4	2 9	6	\vdash	安託期间		中央		こやま	壁	臣
Supposizione Su	40				~	0	0	0 0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	6	2	7			
Structucodo maxemate/stratable Authoritida Augustation Augustati	41		居宅介護事業所		鳥取市大覚寺150-87	0	0	0 0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	9	က	2	_		
strocozzaa Rechiezgewein (株) 力むぎ	42		鳥取県看護協会居宅介護支援事業所	公益社団法人鳥取県看護協会	鳥取市江津318-1	0	0	00	0	0	H30.4.1~H31.3.31	16			9		
3.1700007032 BROTMESSMENNY (株) 和みの節 BROTMESSMENNY	43				鳥取市行德一丁目312番地	0	0	0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	00	00				
### 1700000281 #P# 1700000028 #P# 1700000028 #P# 1700000028 #P# 17000000028 #P# 170000000028 #P# 170000000028 #P# 170000000028 #P# 170000000028 #P# 170000000028 #P# 17000000000000000000000000000000000000	44			(株)和みの郷	鳥取市商栄町271-5	0	0	00	0	0	H30.4.1~H31.3.31	23	9	3	14		
3 (170 coors) 居台市建立選事業所立てかか 社会福祉法人やす	45			社会福祉法人賛幸会	鳥取市服部204番地1	0	0	00	0	0	H30,4.1~H31,3.31	6	1		2	1	
#N.ディリーンとり M.メディリーンととり M. N.ディリーンととり M. N.	46			社会福祉法人やず	鳥取県八頭郡八頭町宮谷 123	0	0	0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	С				m	
1770 to 2184 の必の優子の護支援事業所もりずね。 126 127	47			㈱メディコープとっとり	鳥取市鹿野町今市242番 地	0	0	0 0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	1					7
1770 to 2164 のどか信号心護支援事業所 (株) のどか	48		居宅介護支援事業所なりすな	社会福祉法人青谷福祉会	鳥取市青谷町善田27-1	0	0	00	0	0	H30.4.1~H31.3.31	7					7
26140002414 同号の権法 連手所 西京藤	49		4 のどか居宅介護支援事業所		鳥取市気高町勝見843- 172	0	0	0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	7					_
3170200632	20		居宅介護支援事業所	弘正会	京都市西京区御陵溝浦町 21番地の7	0	0	0 0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	1	_				
3170103679	51					0	0	00	0	0	H30.4.1~H31.3.31	1					_
3170103729 鳥欧家守舎居宅小護支援事業所 鳥取家守舎合同会社	52				鳥取市扇町176番地	0	0	0 0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	2	2				
3170100733 日本の護支援センター暖の郷 社会福祉法人だんのさと	53				今町二丁目201 MS	0	0	0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	0					
3170103745	54		居宅介護支援センター暖の郷		鳥取市吉岡温泉町52番地 1	0	0	00	0	0	H30.4.1~H31.3.31	12					
3170103760 スマイリーケア	52			4	B 11	0	0	00	0	0	H30.4.1~H31.3.31	7	4		m		
1170601643 居宅介護支援事業所 菩提樹 (株) アマチャ 埼玉県春日部市谷原3- (内)	56			・スマイリー (株)	瓦町574 ンカ1階2号	0	0	0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	0					
2774004226 まごころケア豊中 (株) まごころケア 豊中市服部西町一丁目3番 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	57			アマチャ	春日部市谷原	0	0	0 0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	0					
31702022745 いきいき居宅小護支援事業所 (株) ラポール・ケア米子 米子市灘町三丁目65 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	58			まごころケア	服部西町一丁目	0	0	0 0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	0					
2875002475 1あ杏ぼーとスピナッチ (株) スピナッチ 神戸市北区//多町中860 0 0 0 0 0 0 0 0 0	59		5 いきいき居宅介護支援事業所			0	0	0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	0					
	09		5 けあさぼーとスピナッチ	(株)スピナッチ	神戸市北区八多町中860	0	0	0	0	0	H30.4.1~H31.3.31	0					

10 米出無量		田 東東 出る 夕 報	\$ 1 H	品在书	委託	委託する内容			来試問問	介護	介護予防ケアプラン作成等委託件数	プラン作	成等委請	毛件数
乗 で し 用 ご 来 に し に し に し に し に し に し に し に し に し に				ALHIN	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	3 7 8	9 10	7	安司朔目		中	東にやま	京	臣
3373600554 居宅介護支援事業所なごみ (株) ベルフェア	居宅介護支援事業所な	たご		岡山県勝田郡勝央町植月東 159-2	O O O O O O O O H30.7.1~H31.3.31	000	000	0	30.7.1~H31.3.31	1				,
62 3171200268 かわはら居宅介護支援事業所 社会福祉法人 中央会	かわはら居宅介護支援	事業所	社会福祉法人 中央会	鳥取市河原町稲常463	0 0 0 0 0 0 0 0 0 H30.71~H31.3.31	000	000	0	30.7.1~H31.3.31	1			1	
63 3170202620 ケアプラン孫の手	ケアプラン孫の手		ティーアンドディー (有)	米子市石井639-2	O O O O O O O O O H30.7.1~H31.3.31	000	000	0	30.7.1~H31.3.31	0				
64 3472501380 介護支援センターつむぎ	介護支援センター		特定非営利活動法人 地域活動支援協会 人間大好き	広島県東広島市八本松町飯 田525-3	O O O O O O O O H30.7.1~H31.3.31	000	0 0	0	30.7.1~H31.3.31	0				
65 3170103810 イナバ総合福祉会	イナバ総合福祉会	414	一般社団法人 いなば総合福祉会	鳥取市湯所町256	O O O O O O O O H30.8.1~H31.3.31	000	0 0	0	30.8.1~H31.3.31	4	8		1	
68 3170103877 居宅介護支援事業所とくよい (有) 徳吉薬局	居宅介護支援事業所	ニくよし	(有) 徳吉薬局	鳥取市千代水一丁目31番地 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 日30.11.1~H31.3.31	00000	000	000	0	30.11.1~H31.3.31	4	2		2	
備考:①受託事業所は、平成31年1月31日現在で契約している事業所	託事業所は、平成3	31年1月	331日現在で契約している	る事業所で記載しています。					+==		910 318 183 219	83 21		50 140

備考:①受託事業所は、平成31年1月31日現在で契約している事業所で記載しています。 ②ケアブラン委託件数は、12月サービス分(1月審査請求分)の給付管理表の作成件数で記載しています。

地域包括ケアシステムの深化、推進施策について ~ 地域包括支援センターの拡充 ~

最近の地域福祉をめぐる動向

◎国の動向: 今後の地域福祉の新たな概念として「地域共生社会」を打ち出す。(平成27年度)

- ・(我が事) 地域のつながりや支え合いを再構築して、住民の主体的な課題解決力を強化
- ・(丸ごと)課題を丸ごと受け止める体制をつくり、多様な専門職が地域と協力しながら課題を解決

◎本市では:地域包括ケアシステムの構築 ⇒ 地域共生社会の実現に至る基盤づくり

- ・第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 (H30~32年度) において、地域包括ケアシステムの深化、推進(更なる充実) に向けて取り組む。
- <u>地域福祉の推進に関する基本方針を定めた「鳥取市地域福祉計画」を策定予定</u>(平成30年度) ※鳥取市社会福祉協議会の行動計画である「地域福祉活動計画」と一体的に策定する。

【市直営型センターの長所】

- **市の考えを反映**させ易い (・他部局との連携が容易 ・民間事業者に対する指導も容易 等)
- 公平中立な**公的機関という印象**が浸透
- 限られた**専門職(市、民間事業者)を集中配置**して、効率的な業務執行が可能
- **保険給付の適正化や介護予防の強化を意識**した業務を展開し易い

【地域包括支援センターの課題】

- 担当区域の人口・面積が過大 **⇒ 地域の福祉関係者との関係づくりや連携した取組みが困難**
- 職員(市職員、出向職員)の異動 **経験の蓄積や長期的な視点に立った取組みが困難**
- 専門職1人当たりのケアプラン<u>担当件数は限界</u> → 出向職員の増員は困難(法人も人材確保に苦慮、 嘱託職員の慢性的な欠員等)**専門職の増員が困難**

【鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会の意見】

- 地域包括支援センターは、より**地域に密着した担当区域に再編することが必要**
- **現状の運営形態**で、地域包括支援センターの**機能を強化することは困難**
- センターを細分化しても、**市がガバナンスを取ることが望ましい**

再編•拡充(試案)

基幹型センター(市直営)1ヶ所

市の専門職を集中配置し全市域を担当する。

委託型の地域包括支援センターの後方支援や司令塔の役割を担う。

地域密着型センター(社会福祉法人に委託)10ヶ所程度

地域の実情と高齢者人口6千人を目役(国基準)に再編し、地域密着型の充実を図る。 社会福祉法人等に委託して(現在の5ヶ所➡)10カ所程度まで増設する。

平成31年度は、地域の福祉事業者との協働運営について調査検討を行うため、試験的に鳥取 南地域包括支援センターを委託するよう、鳥取市社会福祉協議会と協議を進めています。

地域包括支援センターの配置基準

く 地域包括支援センター >

地域包括支援センター

(法第115条の46)

包括的・継続的ケア マネジメント支援

(介護支援専門員へ の助言等)

総合相談•支援

(高齢者の相談支援、実態把握等)

介護予防ケアマネジメント

(虚弱高齢者のケアプラン 作成等)

権利擁護

(虐待防止、早期発見·対 応等)

介護予防支援事業所

(法第115条の23)

(要支援者のケアプラン 作成等)

介護予防支援事業

※地域包括支援センター が介護保険の事業所とし て指定を受けて、要支援 者のケアプランの作成等 を行う。

【配置基準】

地域包括支援センターが担当する区域の第1号被 保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに 置くべき常勤・専従の職員数は以下のとおり。

- ① **保健師**その他これに準じる者(地域ケア・地域 保健等に関する経験のある看護師)**1人**
- ② <u>社会福祉</u>士その他これに準じる者(福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者) **1人**
- ③ **主任介護支援専門員**その他これに準ずる者 (ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援 専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援 等に関する知識及び能力を有している者) **1人**

【人員基準】

① 管理者 1人

(常勤・専従)

② 担当職員 1人以上

(以下の有資格者)

- (1) 保健師
- (2) 介護支援専門員
- (3) 社会福祉士
- (4) 経験ある看護師
- (5) 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事 した社会福祉主事

【設備基準】

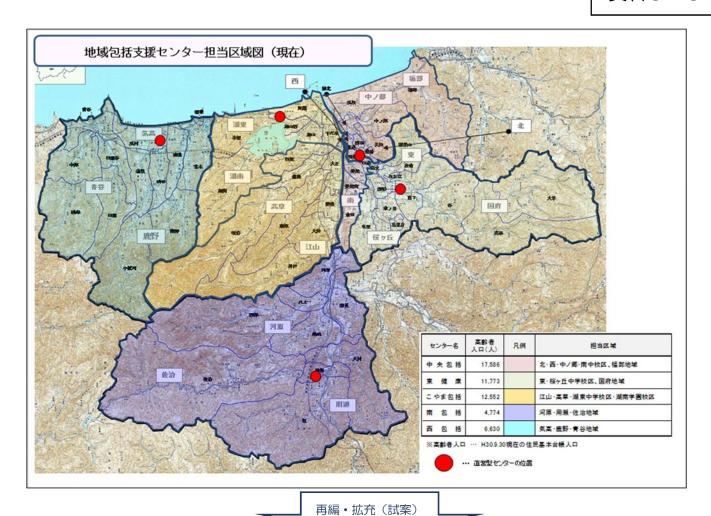
プライバシーが確保された 相談室の確保等

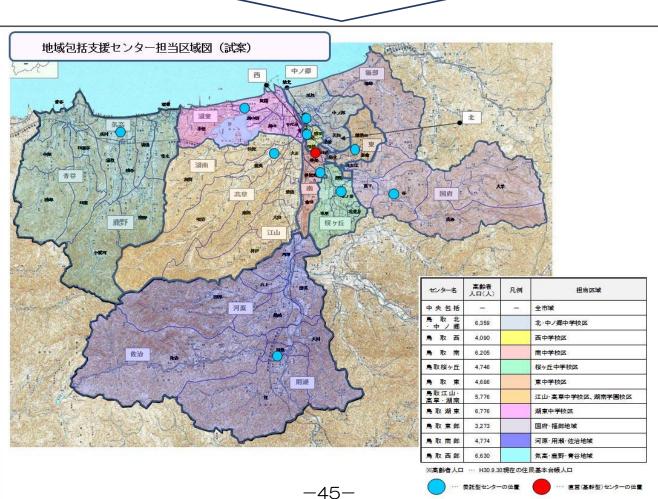
【運営基準】

管理者の責務、勤務体制の 確保、利益供与の禁止等

【支援方法】

マネジメントのプロセス





地域包括支援センターの拡充に係る試案

【現行】(中	(市直営方式)	G		•						<u>l</u>	【担当区域を整理	整理 (試案)	E)]			•						ſ
						置職員の常勤換算数		(H30.2.1 現在)									予防プラ	プラン件数	四班十六日	TE.		
地域包括支 No 援センター 名名	場所	西 松 及 塚	人口 (H30.9.30 現在)	かな。一般ない。	問分 会議專任 及問分 後 時間 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	過 動 社会福祉士	類 会 会 。 。 。	社士務員・介護福所長その也事	#		No 地域包括支援 センター名	場所	型 中 及 数 数	地区公民館区域	人口 (H30.9.30現 在)	い め を 動物 を 動物		内 ————————————————————————————————————		#	窓口•電話等相談件数:	記数
					(1)	(2)	(3)	(9)	(1)~(6)								0		8	①+(S)		
		樫	26,193	6,205							◎ 鳥取中央	市役所本 庁舎	全域	_	-	I	1	_	ı	1	Ι	
		豆	12,946	4,090									光	久松、遷喬、城北	14,431	3,836	196	90 10	106 34	4 230	0 51	-
£	₩ Ш	뀨	14,431	3,836	7 7	7	C C	, c	0		1 簡取北・中ノ 第	鳥取北ディ	中ノ鰺		11,771	2,523	105	58	47 10	115	5 32	Ŋ
**************************************		中ノ善	11,771	2,523	Ö.	o o	0.7.7	C.Y.	000				小計		26,202	6,359	301	148 15	153 44	4 345	5 83	ო
		福部	2,963	932						<u> </u>		鳥取西デ	田田	醇風、富桑、明徳	12,946	4,090	177	74 10	103 38	3 215	5 54	4
		小計	68,304	17,586									小計		12,946	4,090	177	74 103	38	3 215	5 54	4
		₩	14,934	4,686						l		ÍЬ	₩.	日進、美保、美保 南、倉田	26,193	6,205	219	109	110 33	3 252	2 79	<u>ე</u>
	# #	桜ヶ丘	19,366	4,746	C	7	7	C L	C		選挙		小計		26,193	6,205	219	109	110 33	3 252	2 79	<u>ე</u>
大選組	MAXM	围府	8,415	2,341)))	Ö.	2.7))))))		2	ケ丘子	桜ヶ丘	米里、面影、津ノ井、若葉台	19,366	4,746	110	37 7	73 26	3 136	6 43	Ŋ
		小計	42,715	11,773							4		小計		19,366	4,746	110	37 7	73 26	3 136	6 43	Ŋ
		ΉÏ	3,564	1,273						<u> </u>		,	₩	修立、岩倉、稲葉山	14,934	4,686	135	20	85 35	5 170	0 67	<u> </u>
	!	雪	12,202	3,667							Ω ※ ※ ※	₩ K	小計		14,934	4,686	135	50	85 35	5 170	0 67	2
3 鳥取こやま	学派に 習り ・ン	温東	29,124	6,776	6.50	0.75	1.00	9.	9.25				国府	大茅、成器、谷、宮 下、あおば	8,415	2,341	73	15	28	6 7	. 62	_
	٧ ا	極競	2.021	836							6 鳥取東部	国所田総	福部	福部	2.963	932	43	32	1	4	44	~
		小清十	46,911	12,552								_			11,378	3,273	116			_		0
		河原	6,894	2,531									刊川	美穂、大和、神戸	3,564	1,273	29	15	41	ε	33	0
	用瀬地区		3,467	1,330					<u>, </u>		4	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		大正、東郷、松保、書業、田治	12,202	3,667	411		_	_	N	00
4 馬取南	米 夕 ク ソ	在沿	1,907	913	1.75	3.	0.	3.	4. ئ		・ 単 一	5 5 5 7	極野		2,021	836	88	18	21	4	40	7
		小計	12,268	4,774									小計		17,787	5,776	182	3 26	85 17	199	94	4
		顺	8,642	2,891								· 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是	湖東	千代水、湖山、湖山西、賀縣、末恒	29,124	6,776	233	133 100	31	1 264	4 51	-
	気配を対して	鹿野	3,642	1,309	7	((8	1		光景茶 <u>间</u>		小計		29,124	6,776	233	133 100	31	1 264	4 51	Ţ
D XX	アマーク	令=	5,966	2,430	2	3	<u>.</u>	3) ř				河原	河原、国英、八上、 散岐、西郷	6,894	2,531	22	24	33 17		74 39	<u>م</u>
		小高十	18,250	6,630							(単形成率)	田瀬地区の確せい	用瀬	用瀬、大村、社	3,467	1,330	47	32	15	7 5	54 22	7
	#		000	70 04 7	18.75	11.25	8.00	775	18.78				佐治	佐治	1,907	913	42	41	28 10		52	9
				-	多圖	必置專門職 計38	38)					J\言┼		12,268	4,774	146	70 7	76 34	180	0 67	7
													気高	浜村、逢坂、瑞穂、 酒津、宝木	8,642	2,891	116	43	73 8	9 125	5 37	7
												が高者区 はない	鹿野	鹿野、勝谷、小鷲川	3,642	1,309	47	24	23	3 2	50 17	_
3無財]	₹域の整理	担当区域の整理の考え方										マラク アントク	《 《 》	日置、日置谷、勝郡、中郷、青谷	5,966	2,430	112	38	74 (5 117	7 32	Ŋ
1 1 1	 	Ţ	1 1 1	1 0 0 0 0	† * !	1	H (小計		18,250	6,630	275	105 17	170 17	7 292	2 86	Q
人において、カンスでは、サインでは、サインを	3.括文援で、 保健師・主 - -	ノダーは、近ら任介護支援	○ 加賀記括文様でンダーは、担当する区域の第1号板来候者の数かおおむれるエ人へ人ごとに、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士をそれぞれ1人づつ配置することれています。	第一も後年頃福祉士を入れ	でもの数かまいず アイナイン	らがらなる。	ナ				□ H=□	(No1~10)			188,448	53,315	1,894	870 1,024	782	2 2,176	6 593	ტ
地域に 的なつなえ とおり整理	:密着した	島齢者福祉を り支援事業と ルた。	○ 地域に密着した高齢者福祉を一層推進する観点から、高齢者人口おおむね6千人と地域 的なつながり、包括的支援事業と介護予防支援事業等の業務量を参考に、担当区域を左記の とおり整理してみました。	観点から、高 事業等の業務	部番人口ま 編を参考に	3おむね6千二、担当区垣	F人と地域 戦を左記の				※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ の の の が が が が が が が が が	ン件数は平成と話等相談件数は	1 229年9 は平成2	 ラン件数は平成29年9月の1か月分の件数。 電話等相談件数は平成29年9月の1か月分の件数。) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 	. 0	_					
										*	※担当支援困難	雑ケース件	-数は平成	支援困難ケース件数は平成29年12月末時点の件数。	末時点の件数	χ°						

「基幹型センター」及び「機能強化型センター」について

- 〇センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなどセンター間での基幹的な機能を持つセンターを位置づけることができる。【基幹型センター】
- 〇また、権利擁護業務(虐待事例の対応等)や認知症支援等の機能を強化し、当該分野で他のセンター業務を支援できる機能を持つセンターを位置づけることができる。【機能強化型センター】
- ※あくまで地域包括支援センターの一類型であるため、必要な設置基準を満たす必要がある。
- ※「基幹型センター」と「機能強化型センター」は明確に区別されるものではなく、地域の実情に応じて両方の機能を有するセンターを設置することもありうる。

< 基幹型センター、機能強化型センターの設置のイメージ>

基幹型センター等が個別の担当圏域を持つ、甲市の場合

ポイント

自らが担当する「圏域②」における

- 包括的支援事業と
- ■指定介護予防支援(及び第1号介護予防支援) を実施しながら、

圏域①及び③のセンターの後方支援等を行う。



ポイント1 ポイント2 ポイント3 センター(A~C)が全ての圏域 指定介護予防支 後方支援を行う をカバー 援や第1号介護 ことから、セン 予防支援の後方 ター(A~C)と圏 支援を行っている 域が重なっても 基幹型 場合、個々の業 差し支えない。 務の指定 委託 センタ一等 (圏域の範囲は は必ずしも必要 市町村の判断) 圏域(2) 圏域③ 圏域① センタ

в

基幹型センター等が<u>個別の担当圏域を持たない、</u>乙市の場合

直営により基幹型センターを設置している例(山口県山口市の例)

【概況】 人口:194,893人 高齢化率:26.6% (平成26年10月1日現在) 【地域包括支援センターの体制】: 基幹型地域包括支援センター : 1ヶ所(2分室を含む) (直営) 地域型地域包括支援センター 5ヶ所 (委託) 地域包括 **地域包括 地域匀括** 地域包括 地域包括 支援センター 支援センター 支援センター 支援センター 支援センター

【職員体制】

- O 基幹型(12名): 保健師 7名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 2名、事務職 2名 (うち2名認知症地域支援推進員)
- 〇 分室(4名づつ2ヵ所): 保健師 1名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 1名、 介護支援専門員等 1名(出向職員1名を含む)

○基幹型地域包括支援センターの役割

- 1 統括的機能・・・センター間の業務調整会議や研修、困難事例への相談 支援等活動推進のための体制づくり、センターの年間計画策定における 目標提示
- 2 地域ケア会議の推進・・・個別、地域別会議、市全域レベルの会議における地域課題の共有、協議、ネットワーク化、事業への反映
- 3 認知症施策の推進・・・認知症地域支援推進員の設置、相談支援体制 の整備、関係機関のネットワーク構築
- 4 権利擁護業務・・・措置業務、成年後見制度における市長申立、高齢者 虐待の対応、高齢者虐待防止ネットワーク会議・研修
- 5 在宅医療と介護の連携推進・・・在宅緩和ケア、認知症を中心とした医療・介護の連携体制の構築、保健・医療・福祉の関係機関を構成員とした組織への運営支援、多職種連携のための研修、市民啓発
- 6 人材育成支援・・・介護支援専門員への事例検討・研修、介護サービス提供事業者連絡協議会との共催による研修
- 7 地域包括支援センター業務評価・・・業務評価票による自己評価、評価会議を行い、公正・中立的な運用とスキルアップを図る

○基幹型地域包括支援センターの設置経緯

- 1 直営センターの開設当初から在宅介護支援センター職員を中心 に市への出向体制をとり、平成21年度から23年度にかけて順次 5ケ所へ委託。
- 2 直営センターを運用する中で、市において対応すべき業務(統括 業務、虐待等困難事例対応、ネットワーク形成等)を担う機関が必 要と判断し、直営の地域包括支援センターを基幹型に位置づけた。
- 3 中山間部には分室を直営で設置
- (分室は、単独で圏域を持って地域型地域包括支援センター業務 を実施)

○基幹型地域包括支援センターの設置による効果

- 1 各地域包括支援センターとの連携の要となり、全センターの情報 把握、共通認識、意思統一が図りやすい。
- 2 把握した地域課題の解決に向け、市の内部関係部局及び関係機 関との連携が取りやすい。
- 3 医師会、介護サービス提供事業者、社会福祉協議会等関係機関 のネットワーク構築を円滑に進めることができる。



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のサービスの拡充について

【経過】

本市は、平成29年度に総合事業を開始し、従前の介護予防訪問・通所介護相当のサービスを実施しています。

平成31年度は、要支援者・事業対象者(要支援者等)により 心身の状態に合ったサービスを提供するため、総合事業の新たな サービスとして、緩和した基準による通所サービス(通所型サー ビスA)と、保健・医療の専門職により短期間で行われる訪問サービス(訪問型サービスC)及び通所サービス(通所型サービス C)を実施する予定です。



【新しいサービスの概要(案)】

_【新し	いサービスの概要(案)】					
区分	通所型サービスA	通所型サービスC	訪問型サービスC			
目的	日常生活上の世話を受ける必要 はないが、生活機能の低下が見られる方に対し、機能訓練指導員が 監修する身体機能の維持・認知症 予防のためのプログラムを提供することで、交流の機会を確保しながら要介護状態に陥ることを防 ぎ、在宅生活を続けられるように支援する。	学療法士・作業療法士)による ログラムを3~6ヶ月間集中的 介護保険サービスによる支援が	ちに対し、リハビリ専門職(理る運動機能の向上に特化したプトレに提供することで、利用者がが必要な状態から回復し、再び自立した生活が送れるように合かせて提供			
対象	・運動器機能の低下が見られる、 あるいは心配される方・運動習慣の継続が必要な方	放置すれば要介護状態になる	号、生活機能の改善が見込まれ、			
内容	・マシン、重り、ゴムバンド等を 用いた運動や各種体操等、短時間の専門的な運動を集団で実施 し、運動機能の維持や運動習慣 の定着を図る ・コグニサイズや簡単なレクリエ ーション等 により、認知 症予防に取り組む	・身体機能向上を目指し、短期集中で専門的な運動等を中心に集団で実施。マシン、重り、ゴムバンドなどを用いた運動、関節可動域訓練を行い、運動機能の向上を図る				
時間	2時間以上	1時間半~2時間	40分~1時間			
頻度	週1回	週1回または2回	月1回程度			
期間	規定なし	3か月(3か月で目標達成とならなかったが、期間を延長することで達成できる場合は最長6か月)				
自己 負担	介護保険負担割合証と同じ (1割、2割または3割)	モデル事業実施中の期間は無料				
実施方法	指定		所リハビリテーション)に 委託			
幸侵酉州	月4回まで 321単位 月4回超 1,378単位 ※1単位あたり10円。 ※事業者は国保連合会に請求	1回あたり 4,400円 ※市から事業者へ直接支払い	1回あたり 5,800円 ※市から事業者へ直接支払い			

【新サービスの位置づけのイメージ】

